

就業規則一括届出 チェックリスト

提出書類

- ① 就業規則届出書
- ② 対象事業場の一覧表
- ③ 意見書
- ④ 就業規則本体

① 就業規則届出書

項目	
本社は2部ありますか(1部は正本とする必要があります。)	

* 対象事業場の届出書はなくても構いません。

② 対象事業場の一覧表

項目	
事業場の名称の記載はありますか	
所在地の記載はありますか	
所轄監督署名の記載はありますか(市町村統廃合による管轄変更に留意)*1	
局番号順(おおむね北から)に並んでいますか	
同一監督署がまとまっていますか	
新規届出の場合 「各事業場の就業規則は本社と同一内容である」旨が記載されていますか*2	
変更届出の場合 「各事業場の就業規則は変更前及び変更後とも本社と同一内容である」旨が記載されていますか*3	
2部(*控えが必要な場合3部)ありますか	

*1：管轄については厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp> で確認することができます。

*2、*3：①の届出書に記載されていれば結構です。

③ 意見書

単一組織労働組合がない場合

項 目	
本社分は 2 部ありますか(1 部は、正本とする必要があります。)	
対象事業場分の正本がありますか(コピー不可)	

- * 対象事業場ごとに適正に選出された、労働者の過半数を代表する者の意見を聴く必要があります。
- * どの事業場の意見書なのかが分かるように、意見書にも事業場名等の記載が必要です。
(一覧表と同一の連番を付すことでも可)
- * 対象事業場分は 1 部として下さい。

単一組織労働組合がある場合

項 目	
本社分は 2 部ありますか(1 部は、正本とする必要があります。)	
「全事業場の過半数労働組合とも同意見である」旨が記載されていますか	
対象事業場分の枚数がありますか(本社分の写しで可)	

④ 就業規則本体

項 目	
本社分は 2 部ありますか	
就業規則が分冊の場合、ワンセットに組んでいますか	

- * 1 つの監督署の管轄内に複数事業場がある場合、すべての事業場分をご用意いただく必要はなく、監督署数分をご用意ください。
- * 就業規則が規程ごとに分冊になっている場合、ワンセット(本規程+賃金規程+退職金規程等)に組んで提出をお願いします。

配送作業室に送付(持参)するもの

対象事業場の

- ・ 一覧表(1 部)
- ・ 意見書(正本)
- ・ 就業規則本体(監督署数分)

(注意事項)

- * 配送作業室から各監督署に送付するためのファイルや封筒は不要です。
- * 本社所轄監督署で受理した日が対象事業場の就業規則届の受理年月日となりますが、対象事業場の所轄監督署、または配送作業室から就業規則提出企業(本社)への控えの返送は行いませんので留意下さい。
- * 電子媒体で提出する場合は、破損を防止するため個別にケースに入れてください。